

第一一六回

参第四号

税制再改革基本法（案）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 税制再改革のための環境整備（第三条）

第三章 税制再改革の基本となる原則及び方針（第四条・第五条）

第四章 国民税制改革協議会（第六条 - 第八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、消費税の創設を中心とする先の税制改革に代えて行う税制の改革（以下「税制再改革」という。）の趣旨、環境整備、基本原則及び基本方針を示し、かつ、税制再改革の具体的な措置について調査審議を行う国民税制改革協議会を設置することにより、税制再改革について広く国民の理解と協力を得るとともに、税制再改革の確実かつ円滑な推進に資することを目的とする。

（税制再改革の趣旨）

第二条 税制再改革は、消費税の創設を中心とする先の税制改革が広く国民の理解と信頼を得た上で行われたものとはいい難い状況にかんがみ、かつ、消費税が廃止されることを踏まえ、国民の合意に基づき、改めて我が国の現在及び将来の経済社会に対応する税制を確立するために行うものとする。

第二章 税制再改革のための環境整備

第三条 税制再改革に当たっては、当該税制再改革が国民に理解されるとともに、それにより確立される税制が国民の信頼を得るものとなるため、次のような環境が整備されなければならない。

一 事務及び事業の見直し、行政情報公開の推進、行政監視制度の充実、行政機能の充実を確保した上での公務員総数の抑制、歳出の見直し等についての構想が明らかにされ、行政及び財政の改革が一層推進されること。

二 国民の広範な議論を経て確立される社会保障に関する総合的な長期ビジョンに基づき、医療、年金、福祉等に関する総合計画が策定され、来たるべき高齢化社会における社会保障と国民の負担との在り方についての国民の合意の形成が図られること。

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する環境を整備することに努めなければならない。

第三章 税制再改革の基本となる原則及び方針

(税制再改革の基本原則)

第四条 税制再改革は、次に掲げることを基本原則として行うものとする。

- 一 国民に広く意見を述べる機会が与えられるとともに国民に情報が公開される等の民主的な手続により形成された国民の合意に基づくこと。
- 二 国民の租税に対する信頼を確立するため、税負担の公正及び公平を確保すること。
- 三 経済社会の変化に対応することができる総合課税主義を基本とする応能負担原則を重視し、かつ、応益負担原則にも適切に配慮した上で、直接税を主とし、間接税を従とすることを堅持し、所得、資産、消費等に対する課税についての均衡ある税体系の構築を図ること。
- 四 地方自治の本旨に基づき安定した地方財政の確立を図り、地方分権及び地方自治の発展に資すること。

五 税制の社会的再分配機能が十分に発揮されるよう配慮し、税制が活力のある福祉社会を支える基盤となるように図ること。

(税制再改革の基本方針)

第五条 税制再改革は、次に掲げるものを基本的な柱とする税体系の構築を目指して行うものとする。

一 社会保険診療報酬課税の特例、みなし法人課税、公益法人課税の特例、企業に対する課税における各種の特例等の租税特別措置等の抜本的な整理及び合理化が図られるとともに、納税環境の整備が推進されることにより、税負担の不公平が払しょくされていること。

二 次に掲げる課題に対処した上で、所得、資産、消費等に対する均衡のとれた課税がなされていること。

イ 国民のプライバシーの保護に十分留意した納税者番号制度の導入等を検討することにより総合課税を一層推進する等所得税体系の再構築を図ること。この場合において、低所得者及び中堅所得者の勤労意欲及び貯蓄意欲を損なわないための措置を併せて講ずること。

ロ 経済取引の国際化及び経済構造の変化に対応する等法人税体系の合理化及び適正化を図ること。

ハ 土地の有効かつ合理的な利用に関する基本的施策を踏まえて土地の譲渡所得課税及び保有課税の見直しを行う等資産性所得課税及び資産課税の適正化を図ること。この場合において、小規模宅地等についての税負担を軽減する措置を併せて講ずるとともに、土地の適正かつ合理的な評価制度の在り方について検討を加え、その結論を得ること。

二 間接税が直接税を補完する地位にあるべきことを踏まえ、国及び地方の個別間接税の整理及び合理化を図るとともに、サービス、流通等に対する適正な課税の在り方について検討を加え、その結論を得ること。

三 地方分権及び地方自治の基盤としての地方財政の確立のため、国及び地方の税源配分の見直しによる地方税源の拡充及び財政調整制度としての地方交付税制度の充実に配慮されていること。

第四章 国民税制改革協議会

(設置及び所掌事務)

第六条 国民の合意に基づく税制再改革を実現するため、総理府に、国民税制改革協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、税制再改革の基本となる原則及び方針に従い、税制再改革として行うべき

具体的な措置について調査審議する。

(組織等)

第七条 協議会は、委員五十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び国民各層を代表する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

4 委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(報告等)

第八条 協議会は、設置後二年以内を目途として、その調査審議の結果を、内閣総理大臣
に対し、及び内閣総理大臣を経由して国会に対し、報告するものとする。

2 内閣及び国会は、前項の報告を受けたときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。
る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(税制改革法の廃止)

2 税制改革法（昭和六十三年法律第百七号）は、廃止する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の七の次に次の一号を加える。

十九の八 国民税制改革協議会委員

理 由

税制再改革について広く国民の理解と協力を得るとともに、税制再改革が確実かつ円滑に推進されることに資するため、税制再改革の趣旨、環境整備、基本原則及び基本方針を示し、かつ、税制再改革の具体的な措置について調査審議を行う国民税制改革協議会を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、平年度約八千万円の見込みである。